

## 徳島市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条の規定に基づき、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことにより、就労機会の拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護等 法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護
- (2) 重度障害者等 本市により、重度訪問介護等の支給決定を受けている者
- (3) 指定重度訪問介護等事業者 前号に規定する重度訪問介護等の事業を行う指定障害福祉サービスを行う事業者
- (4) 通勤支援・職場等における支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「基準」という。）において、重度訪問介護等の障害福祉サービスのうち「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」として介護給付費の支給対象外となる部分
- (5) 支援計画書 重度障害者等の通勤支援・職場等における支援において、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめたもの

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、本市に居住地を有し、前条第2号に規定する重度障害者等であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者又は1週間の所定労働時間が10時間未満の者のうち、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認でき、この要綱による就労支援が必要と市長が認める者であること。ただし、法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の事業を行う事業所の利用者を除く。
- (2) 自営業者等（前号に規定する対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者をいう。）で

あって、当該自営等に1週間のうち10時間以上従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めた者であること。

(対象となる支援の範囲)

第4条 本事業の対象となる就労支援の範囲は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する者 通勤支援・職場等における支援であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分(時間)
- (2) 前条第2号に規定する者 通勤支援・職場等における支援の部分(時間)

(対象となる支援内容)

第5条 この事業の対象となる支援内容は、就労している時間に、第2条第3号に規定する指定重度訪問介護等事業者から提供された重度訪問介護等に相当する支援で、次の各号のとおりとする。

- (1) 排泄、食事、通勤・外出及び代筆・代読等のコミュニケーション等の支援
- (2) 前号に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

(支給申請)

第6条 第5条に規定する支援を受けようとする者(これから自営業を始めようとする者及び雇用されることが内定している者を含む。)は、徳島市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証(法律第22条第8項に規定する受給者証をいう。)の写し
- (2) 支援計画書
- (3) 雇用されていることを証する書類の写し(被雇用者に限る。)
- (4) 自営業者等であることを証する書類の写し(自営業者等に限る。)

(支給決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、申請をした者に対し、当該決定の内容を徳島市重

度障害者等就労支援特別事業支給決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 支給決定の有効期間は、第1項に規定する支給を決定した日から起算して、初めに到来する3月31日までとする。

4 市長は、次に掲げる事由に該当するときは、第1項に規定する不支給決定をし、徳島市重度障害者等就労支援特別事業支給却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しないとき
- (2) 希望する支援が第5条に規定する支援内容に該当しないとき
- (3) その他本要綱の趣旨又は規定に沿わないとき

#### （就労支援の支給）

第8条 本事業による就労支援の支給を認める決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が第4条に規定する支援を受けようとするときは、指定重度訪問介護等事業者に決定通知書を提示し、当該事業者とサービス提供について契約を締結しなければならない。

2 前項に基づき支給決定者と契約を締結した事業者は、市長に対し、徳島市重度障害者等就労支援特別事業契約内容報告書（様式第4号）により遅滞なく報告しなければならない。

#### （変更申請）

第9条 第7条第1項に規定する支給決定を受けた者は、第3条に規定する要件又は第6条に規定する申請における内容に変更が生じたときは、徳島市重度障害者等就労支援特別事業変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、第7条第1項により決定した内容に変更がある場合は、当該変更の内容を徳島市重度障害者等就労支援特別事業変更決定通知書（様式第6号）により通知する。

#### （支援支給終了届）

第10条 支給決定者は、就労支援を受ける必要がなくなったときは、徳島市重度障害者等就労支援特別事業支給終了届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

#### （就労支援給付費）

第11条 市長は、指定重度訪問介護等事業者が利用契約を締結した支給決定を受けた者に対し、当該サービスを提供したときは、支給決定を受けた者が当該指定重度訪問介護等事業者を支払うべき当該事業に要した費用について就労支援給付費として当該支給決

定を受けた者に代わり指定重度訪問介護等事業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定を受けた者に対し就労支援給付費の支給があったものとみなす。
- 3 就労支援給付費は、第5条に規定する支援を提供した時間につき、別表に定める単位により算定する単位数に、同表に定める単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）から、第12条に定める利用者負担額を除く額とする。
- 4 指定重度訪問介護等事業者は、徳島市重度障害者等就労支援特別事業請求書（様式第8号）に、徳島市重度障害者等就労支援特別事業明細書（様式第9号）、徳島市重度障害者等就労支援特別事業実績報告書（様式第10号）の写しを添え、支援を提供した月の翌月10日までに、市長に提出することにより、就労支援給付費を請求できる。また、上限額管理を行う指定重度訪問介護等事業者は、徳島市重度障害者等就労支援特別事業利用者負担上限額管理結果票（様式第11号）の提出も行うこと。
- 5 市長は、前項に規定する請求をした指定重度訪問介護等事業者に対し、審査に応じ、当該支給決定を受けている者に代わり、請求月の翌月末までに就労支援給付費を支払うことができる。
- 6 前項に規定する支払があったときは、支給決定を受けている者に対し、支援の提供があったものとみなす。

#### （利用者負担額）

- 第12条 利用者負担額は、第11条第1項に規定する就労支援給付費については、当該費用の一割とし、同一の月の利用者負担額が、重度訪問介護等の支給決定時において認定されている負担上限月額を超えるときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月額とする。
- 2 前項に規定する利用者負担額は、重度訪問介護等を含む他の事業の利用者負担額との間で上限額管理をしないものとする。
  - 3 第1項に規定する利用者負担額は、指定重度訪問介護等事業者が支給決定を受けている者から受領するものとする。

#### （支給決定の取消し）

- 第13条 市長は、支給決定者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第9条第2項の規定による決定を取り消すことができる。
- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき
  - (2) 第5条に規定する支援内容に含まれない支援を受けていたとき
  - (3) 死亡したとき
  - (4) その他本要綱の趣旨又は規定に沿わないとき

- 2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、徳島市重度障害者等就労支援特別事業支給決定取消通知書（様式第12号）により、支給決定者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により第7条第1項及び第9条第2項の規定による決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就労支援特別事業に係る費用が支払われているときは、指定重度訪問介護等事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（報告等）

第14条 市長は、指定重度訪問介護等事業者若しくはその従業者又は指定重度訪問介護等事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定重度訪問介護等事業者の当該指定に係る帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（秘密の保持）

第15条 本事業の関係者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（書類の整備等）

第16条 支給決定を受けた者は、当該支給決定に係る就労の状況を明らかにした書類等を作成し、かつ、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

単位数	重度訪問介護	基準別表第2に規定する単位 ただし、基準別表第2の1についてはイに 規定する単位
	同行援護	基準別表第3に規定する単位
	行動援護	基準別表第4に規定する単位
単価	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号） に規定する一単位の単価	

備考

支給決定者が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合、単位数の大きい障害福祉サービスと同等の支援を優先する。